

令和四年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

個人情報保護に関する法律施行条例	1
島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県情報公開・個人情報保護審査会条例	3
島根県手数料条例の一部を改正する条例	4
島根県県税条例の一部を改正する条例	12
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	12
島根県犯罪被害者等支援条例	14

第124号議案

個人情報の保護に関する法律施行条例

1 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 趣旨

この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 個人情報取扱事務登録簿

実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務の名称等を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え付けなければならないこと。

(3) 不開示情報

不開示情報の取扱いは、島根県情報公開条例の非公開情報と同様の取扱いとすること（公務員等の職務の遂行に係る情報であるときは、公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分を不開示情報としないこと。）。

(4) 開示請求に係る費用の負担

開示請求により個人情報が記録されている文書又は図画の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこと。

(5) 開示請求に係る手数料

開示請求に係る手数料は、無料とすること。

(6) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を次のとおりとすること。

手数料を納めなければならない者	手数料の額
行政機関等匿名加工情報の利用に	21,000円に行政機関等匿名加

<p>関する契約を締結する者</p>	<p>工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに3,950円及び当該作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）の合計額を加算した額</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者で、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするもの</p>	<p>12,600円</p>

- (7) 審査会への諮問

実施機関（地方独立行政法人を除く。）は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができること。
 - (8) 運用状況の公表

実施機関は、毎年 1 回、個人情報の保護に関する法律及びこの条例の運用状況を公表すること。
 - (9) 島根県個人情報保護条例の廃止
- 3 施行期日
- 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第125号議案
 島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
 - (1) 島根県情報公開条例の一部改正

ア 個人情報の保護に関する法律に規定する行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を非公開情報とすること。

イ 公開決定等の期限を「15日」から「30日」とすること。

ウ 公開決定等の期限の特例における期限を「45日」から「60日」とすること。

エ 島根県情報公開審査会に係る規定の削除

オ その他規定の整理

(2) 島根県公文書等の管理に関する条例の一部改正

ア 利用決定等の期限を「15日」から「30日」とすること。

イ 利用決定等の期限の特例における期限を「45日」から「60日」とすること。

ウ その他規定の整理

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第126号議案

島根県情報公開・個人情報保護審査会条例

1 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、島根県個人情報保護審査会と島根県情報公開審査会を統合するため、島根県情報公開・個人情報保護審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

次に掲げる事務を行うため、島根県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置くこと。

ア 情報公開制度及び公文書等の管理に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

イ 島根県情報公開条例、島根県公文書等の管理に関する条例、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行条例及び島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の規定により諮問さ

れた事項について調査審議すること。

ウ 住民基本台帳法の規定により都道府県の審議会の権限に属せられた事項を処理すること。

(2) 組織

審査会は、委員10人以内で組織すること。

(3) 委員

ア 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命すること。

イ 委員の任期は、2年とすること。

ウ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこと。

(4) 部会

審査会は、部会を置くことができること。

(5) 審査会の調査権限

審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書、特定歴史公文書等又は保有個人情報の提示を求めることができること。

(6) 罰則

(3)のウに違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第127号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

関係法令の改正等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 旅券法関係手数料

一般旅券の査証欄の増補に係る手数料の廃止

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

ア 低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定に係る手数料の額の改定等

ア 一戸建ての住宅に係る計画の認定に係る手数料の額の改定等

区 分	改 正 前	改 正 後
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	33,600円（適合証等の提出がある場合にあつては、4,600円）	34,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,600円（適合証等の提出がある場合にあつては、4,600円）	38,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

(イ) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の認定に係る手数料の額の改定等

a 非住宅部分に係る計画の認定に係る手数料の額の改定等

(a) 誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合の手数料の額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	237,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）	225,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、17,500円）	277,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）
非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	372,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、17,500円）	358,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）

もの	あつては、 25,900円)	る場合にあつては、26,000円)
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	530,000円(適合証等の提出がある場合にあつては、77,900円)	510,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、78,000円)
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	650,000円(適合証等の提出がある場合にあつては、123,000円)	629,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、124,000円)
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	754,000円(適合証等の提出がある場合にあつては、153,000円)	731,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、154,000円)
非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	861,000円(適合証等の提出がある場合にあつては、191,000円)	834,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、192,000円)

(b) 誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合の手数料の新設

区 分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、192,000円)

の	ては、10,000円)
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円)
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円)
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	355,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、154,000円)
非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	416,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、192,000円)

b 住宅部分に係る計画の認定に係る手数料の額の新設

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)

住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	269,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）

イ 計画の変更の認定に係る手数料の額の改定等

ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定に係る手数料の額の改定等

区 分	改 正 前	改 正 後
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	16,800円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、2,300円）	17,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	16,800円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、2,300円）	19,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）

イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定に係る手数料の額の改定等

a 非住宅部分に係る計画の変更の認定に係る手数料の額の改定等

(a) 誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合の手数料の額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積）	237,000円（変更後の計画に係る）	225,000円（変更後の計画に係る）

	<p>の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの</p>	<p>る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円)</p>	<p>る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)</p>
	<p>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>303,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円)</p>	<p>277,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)</p>
	<p>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>372,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円)</p>	<p>358,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)</p>
	<p>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>530,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円)</p>	<p>510,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円)</p>
	<p>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平</p>	<p>650,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合に</p>	<p>629,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出があ</p>

方メートル未満のもの	あ っ て は 、 123,000円)	る場合にあって は 、 124,000 円)
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	754,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、 153,000円)	731,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 154,000円)
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	861,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、 191,000円)	834,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 192,000円)

(b) 誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合の手数料の新設

区 分	手数料の額
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 10,000円)
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 16,000円)
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 26,000円)

の	
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	355,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、154,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	416,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、192,000円）

b 住宅部分に係る計画の変更の認定に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が	194,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出が

2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	ある場合にあっては、45,000円)
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	269,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)

ウ 計画の認定の区分の見直しに伴う関係手数料の廃止

- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の区分の見直しに伴う手数料の区分の見直し

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(1)については、令和5年3月27日から施行する。

第128号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行等に伴う規定の整備
(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

令和5年1月1日から施行する。ただし、2の(2)については、同年4月1日から施行する。

第129号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請があったこと、旅券法

の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 特定非営利活動促進法に基づく事務のうち、次の事務を奥出雲町に権限移譲すること。

ア 設立の認証の申請書の受理及び設立の認証

イ 設立の認証の申請に係る公表及び関係書類の縦覧並びに設立の認証及び不認証の通知

ウ 登記の完了の届出の受理及び登記をしない場合の認証の取消し

エ 仮理事及び特別代理人の選任

オ 不正行為等の報告の受理

カ 役員の氏名等の変更の届出の受理

キ 定款の変更の認証並びに軽微な事項に係る定款の変更の届出及び登記事項証明書等の受理

ク 事業報告書等の受理

ケ 事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写の実施

コ 解散の認定及び解散の届出の受理

サ 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理

シ 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証

ス 裁判所に対する意見の陳述及び裁判所の調査囑託

セ 合併の認証

ソ 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令

タ 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする場合の理由を記載した書面の交付

チ 警察本部長の意見の聴取

(2) 旅券法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲すること並びに規定の整理

ア 現有旅券の確認

イ 現有旅券の返納の受理

(3) 組合等登記令の改正に伴う引用する条項の整理

3 施行期日

2の(1)については令和5年4月1日から、2の(2)については同年3月27日から、2の(3)については公布の日から施行する。

第130号議案

島根県犯罪被害者等支援条例

1 提案理由

犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等支援に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 総則

ア 基本理念

- ア 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として推進するものとする。
- イ 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。
- ウ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。
- エ 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

イ 県の責務

- ア 県は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。
- イ 県は、市町村が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

ウ 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策に

ついでに理解を深め、二次被害を生じさせること及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

エ 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

オ 民間支援団体の役割

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 支援体制等

ア 支援体制の整備

(ア) 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものと連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

(イ) 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ 支援計画の策定

(ア) 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「支援計画」という。）を策定するものとする。

(イ) 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

a 犯罪被害者等支援に関する基本的な方針

b 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

c a及びbに掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

(ウ) 県は、支援計画を策定するに当たっては、県民等の意見を反映させるものとする。

(エ) 県は、支援計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(オ) (ウ)及び(エ)は、支援計画の変更について準用すること。

ウ 財政上の措置

県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 基本的施策

ア 相談、情報の提供等

県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ 損害賠償の請求についての支援

県は、犯罪等の被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

ウ 経済的負担の軽減

県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

エ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、安心して暮らすことができるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

オ 安全の確保

県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

カ 居住の安定

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

キ 雇用の安定

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ず

るものとする。

ク 刑事手続参加のための情報提供等

県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続に適切に関与することができるようにするため、刑事手続に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

ケ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための職員の訓練及び啓発、犯罪被害者等支援に関する専門的知識又は技能を有する職員の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。

コ 県民等の理解促進

県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害を生じさせ、及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

サ 民間支援団体に対する支援

県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

シ 緊急支援体制の構築

県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、国、県、市町村、民間支援団体その他関係機関等による緊急支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正

犯罪被害者等に対する支援等に係る規定を削除すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。